

第2章 適用事業所についての諸手続

雇用保険の適用事業所が行わなければならない手続は「雇用保険法」と「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の2つの法律に定められています。

したがって、適用事業所についての提出書類は、雇用保険の（事業所及び被保険者に関する）提出書類と、労働保険の（保険料に関する）提出書類の両方を提出しなければなりません。

また、労働保険の手続については、事業所の事業内容（一元適用事業であるか二元適用事業であるか）によって提出先と提出書類が異なりますのでご注意ください。

なお、雇用保険に関する各種提出書類については、ハローワークにて配付しているほか、ハローワークインターネットサービスからダウンロードできます。詳しくは、下記でご確認ください。各種提出書類を印刷する場合は、A4の白色用紙に等倍（倍率100%）で印刷してください。

ハローワークインターネットサービス 帳票一覧

検索



(<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp>)

1 事業所を新たに設置したとき

(1) 労働保険関係

- ・ 提出書類……「**労働保険保険関係成立届**」
- ・ 提出期日……保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内
- ・ 提出先……次の①または②のとおり
 - ① 一元適用事業の場合は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
 - ② 二元適用事業の場合は、雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワーク、労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
- ・ 提出書類……「**労働保険概算保険料申告書（納付書）**」
- ・ 提出期日……保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内
- ・ 提出先……次の①または②のとおり
- ・ 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。
 - ① 一元適用事業の場合
 - 黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を、労働局、労働基準監督署又は金融機関へ申告、納付してください。
 - ② 二元適用事業の場合
 - 雇用保険はふじ色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局または金融機関へ、労災保険は黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局、労働基準監督署または金融機関へ申告、納付してください。
- ・ 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- 提出書類……………**「雇用保険適用事業所設置届」**
- 提出期日……………適用事業に該当（労働者を雇用する事業を開始）した日の翌日から起算して10日以内
- 提出先……………事業所の所在地を管轄するハローワーク
- 持参するもの…次の①～③（②は、原則として登記事項証明書）
 - ① 「労働保険関係成立届」事業主控
 - ② 登記事項証明書（法人事業所の場合、雇用保険適用事業所設置届に法人番号が記載されている場合は省略可能）、事業許可証、工事契約書、不動産契約書等
なお、事業所の所在地が登記されたものと違っている場合は、公共料金の請求書、賃貸借契約書等の所在地が明記されている書類が別途必要です。
また、必要に応じて、事業実在の確認のため書類の追加依頼や実地調査を行う場合があります。
 - ③ 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）
- その他の手続……………**雇用保険被保険者資格取得届（または雇用保険被保険者転勤届）を設置届と同時に提出してください。**

【参考】 労務関係の帳簿等について

法令により調製が義務づけられたもの、雇用管理や給与計算に必要なもの等があります。詳細は労働基準監督署へお問い合わせください。

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| ● 労働者名簿（労働基準法第107条） | ● 賃金台帳（労働基準法第108条） |
| ○ 氏名・生年月日・住所 | ○ 賃金総額と各種控除額 |
| ○ 雇入れ年月日 | ○ 基本給と諸手当の内訳 |
| ○ 解雇又は退職の年月日及びその事由 | ○ 賃金計算期間 |
| ○ 従事する業務の種類 など | ○ 労働日数・時間数 など |
| ● 出勤簿又はタイムカード | ● 就業規則・給与規定（労働基準法第2条、第15条、第89条） |
| ● 社会保険や労働（労災・雇用）保険の各種手続の事業主控 | ● 労働条件通知書（雇入通知書）（労働基準法第15条）又は雇用契約書 |

適用事業所の
の諸手続

④「雇用保険被
保険者数」
・⑦欄の一般・
短期と日雇
との合計人
数を記入し
てください。

その年度における一日平均使用労働者数（延使用労働者数（臨時及び日雇を含む。）を所定労働日数で除したものをいう。）を記入する。

法人の場合は本社所在地及び名称を、個人事業の場合は事業主の住所及び氏名を記入する。

※すでに継続事業の一括の認可を受けている事業主の場合は、当該一括にかかる指定事業の所在地及び名称を記入する。

製造工程又は作業内容及び製品名等の事業の内容を具体的に記入する。

その年度における一か月平均雇用保険被保険者数のうち一般被保険者数と短期雇用特別被保険者数の合計を記入する。

保険関係が成立した日から保険年度末までの期間に使用する労働者にかかる賃金総額の見込額を記入する。

- ・実際の事業を営んでいる所在地を記入してください。
- ・個人の場合は屋号のほか事業主の氏名を記入してください。
- ・＜カナ＞には、カタカナと「ー」のみを使用し、英字はカタカナに置き換えて読みやすいよう適宜区分して記入してください。
- ・＜漢字＞には漢字・ひらがな・カタカナの他、英字にて正しく記入してください。

労働保険概算保険料申告書（一元適用事業）の記入例

①「労働保険番号」

「労働保険関係成立届」を労働基準監督署に提出すると労働保険が割り振られますので、その番号を記入してください。

②「保険料算定基礎額の見込額」欄
保険関係成立の日から保険年度末（令和8年3月31日）までの期間内に支払う賃金総額の見込額を、1,000円未満の増数を切り捨てて記入します。

③「延納の申請」欄
納付すべき概算保険料が40万円（労災保険又は雇用保険に係る保険関係のみ成立している事業にあっては20万円）以上で、延納を希望する場合には、保険料の納付回数と延納の申請日を記入します。
延納の方法は、保険関係成立の日が4月1日から5月31日までのときは3回、6月1日から9月30日までのときは2回となり、10月1日以降のときは延納は認められません。なお、延納する場合、2期、3期の額に1円又は2円の増数があるときはその額を最初の期に合算します。

④「特掲事業」

「特掲事業」にあたる事業は（イ）を○で囲み、それ以外の事業は（ロ）を○で囲んでください（特掲事業に該当する事業は79ページ参照）

⑤「加入している労働保険」欄
労働保険と雇用保険の両保険に加入しているときは（イ）と（ロ）を、労災保険のみに入っているときは（イ）を、雇用保険のみに入っているときは（ロ）を○で囲みます。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）
労働保険（概算・増加概算・確定保険料）申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業（一括有期事業を含む。）

標準字体 0123456789

提出用 令和7年 4月 15日

あて先 〒

①「労働保険番号」 32700

②「保険料算定基礎額の見込額」 13101304711-000

③「延納の申請」 令和7年 4月 15日

④「特掲事業」 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 特掲事業 (ニ) 該当する (ヒ) 該当しない

⑤「加入している労働保険」 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 特掲事業 (ニ) 該当する (ヒ) 該当しない

⑥「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑦「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑧「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑨「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑩「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑪「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑫「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑬「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑭「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑮「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑯「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑰「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑱「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑲「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑳「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉑「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉒「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉓「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉔「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉕「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉖「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉗「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉘「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉙「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉚「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉛「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉜「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉝「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉞「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉟「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊱「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊲「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊳「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊴「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊵「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊶「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊷「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊸「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊹「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊺「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊻「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊼「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊽「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊾「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊿「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑥「保険関係成立年月日」欄
「労働保険関係成立届」の⑥欄の日を記入してください。

⑦「法人番号」欄
法人番号（国税庁から通知される13桁の番号）を記入してください。個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。

⑧「事業又は作業の種類」欄
事業内容や作業の種類を具体的に記入してください。

きりとり線（1枚目はきりはしないで下さい）

領収済通知書（労働保険）（国庫金）

（記入例） 0123456789

①「労働保険番号」 30840

②「保険料算定基礎額の見込額」 13101304711-000

③「延納の申請」 令和7年 4月 15日

④「特掲事業」 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 特掲事業 (ニ) 該当する (ヒ) 該当しない

⑤「加入している労働保険」 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 特掲事業 (ニ) 該当する (ヒ) 該当しない

⑥「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑦「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑧「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑨「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑩「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑪「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑫「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑬「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑭「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑮「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑯「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑰「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑱「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑲「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑳「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉑「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉒「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉓「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉔「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉕「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉖「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉗「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉘「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉙「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉚「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉛「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉜「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉝「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉞「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㉟「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊱「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊲「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊳「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊴「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊵「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊶「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊷「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊸「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊹「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊺「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊻「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊼「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊽「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊾「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

㊿「事業又は作業の種類」 卸売業・小売業

⑨「事業又は作業の種類」欄
事業内容や作業の種類を具体的に記入してください。

⑩「事業又は作業の種類」欄
事業内容や作業の種類を具体的に記入してください。

労働保険概算保険料申告書（二元適用事業）の記入例

適用事業
の
諸
手
続

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
31759 石神健康被害救済法 一般拠出金
下記のとおり申告します。

継続事業
（一括有期事業を含む。）

標準
字体
0123456789
第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR等への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

①「労働保険番号」

・「労働保険関係成立届」（事業主控）に記載された番号を記入してください。（ハローワークに「労働保険関係成立届」を提出すると、番号が割り振られます。）

⑫「保険料算定基礎額の見込額」

・保険関係が成立した日から当該年度末（3月31日）までの期間に使用する労働者にかかる賃金支払総額の見込額（1,000円未満切り捨て）を記入してください。

⑭「特掲事業」

・「特掲事業」にあたる事業は（イ）を○で囲み、それ以外は（ロ）を○で囲んでください（特掲事業に該当する事業は84ページ参照）。

種別	32700	※修正項目番号		※入力徴収コード	項1
①労働保険番号	13301012346-000	項2			
②増加年月日（元号・令和は9）	元号 年 月 日	③事業開始年月日（元号・令和は9）	元号 年 月 日	④事業終了等理由	項4 項5
⑤常用使用労働者数	項6	⑥雇用保険被保険者数	項7	⑦密保関係 密保理由コード	項8 項9 項10
⑧区分	労働保険料	⑨保険料・一般拠出金算定基礎額	⑩確定保険料率	⑪延納の申請	項11 項12 項13 項14 項15
労働保険料	項11	項12	項13	・保険料額が200,000円以上の場合にできます。	項14 項15
労働保険料	項16	項17	項18	【納付回数】	項16 項17 項18
雇用保険料	項19	項20	項21	成立年月日	項19 項20 項21
一般拠出金	項22	項23	項24	4/1～5/31 3回	項22 項23 項24
	項25	項26	項27	6/1～9/30 2回	項25 項26 項27
	項28	項29	項30	10/1以降 1回	項28 項29 項30
⑫区分	労働保険料	⑬保険料算定基礎額の見込額	⑭保険料率	⑮概算・増加概算保険料額（⑬×⑭）	項31 項32 項33 項34 項35
労働保険料	項31	項32	項33	項34	項35
労働保険料	項36	項37	項38	項39	項40
雇用保険料	項41	項42	項43	項44	項45
	項46	項47	項48	項49	項50
⑯事業主の雇用者数（変更のある場合記入）	項29	⑰事業主の電話番号（変更のある場合記入）	項30	⑱延納の申請 納付回数	項31
⑲申告済概算保険料額	項32	⑳申告済概算保険料額	項33	⑳延納の申請 納付回数	項34
⑳申告済概算保険料額	項35	㉑申告済概算保険料額	項36	㉒延納の申請 納付回数	項37
㉓延納の申請 納付回数	項38	㉔延納の申請 納付回数	項39	㉕延納の申請 納付回数	項40
㉖延納の申請 納付回数	項41	㉗延納の申請 納付回数	項42	㉘延納の申請 納付回数	項43
㉙延納の申請 納付回数	項44	㉚延納の申請 納付回数	項45	㉛延納の申請 納付回数	項46
㉜延納の申請 納付回数	項47	㉝延納の申請 納付回数	項48	㉞延納の申請 納付回数	項49
㉟延納の申請 納付回数	項50	㊱延納の申請 納付回数	項51	㊲延納の申請 納付回数	項52
㊳延納の申請 納付回数	項53	㊴延納の申請 納付回数	項54	㊵延納の申請 納付回数	項55
㊶延納の申請 納付回数	項56	㊷延納の申請 納付回数	項57	㊸延納の申請 納付回数	項58
㊹延納の申請 納付回数	項59	㊺延納の申請 納付回数	項60	㊻延納の申請 納付回数	項61
㊼延納の申請 納付回数	項62	㊽延納の申請 納付回数	項63	㊾延納の申請 納付回数	項64
㊿延納の申請 納付回数	項65	㋀延納の申請 納付回数	項66	㋁延納の申請 納付回数	項67
㋂延納の申請 納付回数	項68	㋃延納の申請 納付回数	項69	㋄延納の申請 納付回数	項70
㋅延納の申請 納付回数	項71	㋆延納の申請 納付回数	項72	㋇延納の申請 納付回数	項73
㋈延納の申請 納付回数	項74	㋉延納の申請 納付回数	項75	㋊延納の申請 納付回数	項76
㋋延納の申請 納付回数	項77	㋌延納の申請 納付回数	項78	㋍延納の申請 納付回数	項79
㋎延納の申請 納付回数	項80	㋏延納の申請 納付回数	項81	㋐延納の申請 納付回数	項82
㋑延納の申請 納付回数	項83	㋒延納の申請 納付回数	項84	㋓延納の申請 納付回数	項85
㋔延納の申請 納付回数	項86	㋕延納の申請 納付回数	項87	㋖延納の申請 納付回数	項88
㋗延納の申請 納付回数	項89	㋘延納の申請 納付回数	項90	㋙延納の申請 納付回数	項91
㋚延納の申請 納付回数	項92	㋛延納の申請 納付回数	項93	㋜延納の申請 納付回数	項94
㋝延納の申請 納付回数	項95	㋞延納の申請 納付回数	項96	㋟延納の申請 納付回数	項97
㋠延納の申請 納付回数	項98	㋡延納の申請 納付回数	項99	㋢延納の申請 納付回数	項100
㋣延納の申請 納付回数	項101	㋤延納の申請 納付回数	項102	㋥延納の申請 納付回数	項103
㋦延納の申請 納付回数	項104	㋧延納の申請 納付回数	項105	㋨延納の申請 納付回数	項106
㋩延納の申請 納付回数	項107	㋪延納の申請 納付回数	項108	㋫延納の申請 納付回数	項109
㋬延納の申請 納付回数	項110	㋭延納の申請 納付回数	項111	㋮延納の申請 納付回数	項112
㋯延納の申請 納付回数	項113	㋰延納の申請 納付回数	項114	㋱延納の申請 納付回数	項115
㋲延納の申請 納付回数	項116	㋳延納の申請 納付回数	項117	㋴延納の申請 納付回数	項118
㋵延納の申請 納付回数	項119	㋶延納の申請 納付回数	項120	㋷延納の申請 納付回数	項121
㋸延納の申請 納付回数	項122	㋹延納の申請 納付回数	項123	㋺延納の申請 納付回数	項124
㋻延納の申請 納付回数	項125	㋼延納の申請 納付回数	項126	㋽延納の申請 納付回数	項127
㋾延納の申請 納付回数	項128	㋿延納の申請 納付回数	項129	㌀延納の申請 納付回数	項130
㌁延納の申請 納付回数	項131	㌂延納の申請 納付回数	項132	㌃延納の申請 納付回数	項133
㌄延納の申請 納付回数	項134	㌅延納の申請 納付回数	項135	㌆延納の申請 納付回数	項136
㌇延納の申請 納付回数	項137	㌈延納の申請 納付回数	項138	㌉延納の申請 納付回数	項139
㌊延納の申請 納付回数	項140	㌋延納の申請 納付回数	項141	㌌延納の申請 納付回数	項142
㌍延納の申請 納付回数	項143	㌎延納の申請 納付回数	項144	㌏延納の申請 納付回数	項145
㌐延納の申請 納付回数	項146	㌑延納の申請 納付回数	項147	㌒延納の申請 納付回数	項148
㌓延納の申請 納付回数	項149	㌔延納の申請 納付回数	項150	㌕延納の申請 納付回数	項151
㌖延納の申請 納付回数	項152	㌗延納の申請 納付回数	項153	㌘延納の申請 納付回数	項154
㌙延納の申請 納付回数	項155	㌚延納の申請 納付回数	項156	㌛延納の申請 納付回数	項157
㌜延納の申請 納付回数	項158	㌝延納の申請 納付回数	項159	㌞延納の申請 納付回数	項160
㌟延納の申請 納付回数	項161	㌠延納の申請 納付回数	項162	㌡延納の申請 納付回数	項163
㌢延納の申請 納付回数	項164	㌣延納の申請 納付回数	項165	㌤延納の申請 納付回数	項166
㌥延納の申請 納付回数	項167	㌦延納の申請 納付回数	項168	㌧延納の申請 納付回数	項169
㌨延納の申請 納付回数	項170	㌩延納の申請 納付回数	項171	㌪延納の申請 納付回数	項172
㌫延納の申請 納付回数	項173	㌬延納の申請 納付回数	項174	㌭延納の申請 納付回数	項175
㌮延納の申請 納付回数	項176	㌯延納の申請 納付回数	項177	㌰延納の申請 納付回数	項178
㌱延納の申請 納付回数	項179	㌲延納の申請 納付回数	項180	㌳延納の申請 納付回数	項181
㌴延納の申請 納付回数	項182	㌵延納の申請 納付回数	項183	㌶延納の申請 納付回数	項184
㌷延納の申請 納付回数	項185	㌸延納の申請 納付回数	項186	㌹延納の申請 納付回数	項187
㌺延納の申請 納付回数	項188	㌻延納の申請 納付回数	項189	㌼延納の申請 納付回数	項190
㌽延納の申請 納付回数	項191	㌾延納の申請 納付回数	項192	㌿延納の申請 納付回数	項193
㍀延納の申請 納付回数	項194	㍁延納の申請 納付回数	項195	㍂延納の申請 納付回数	項196
㍃延納の申請 納付回数	項197	㍄延納の申請 納付回数	項198	㍅延納の申請 納付回数	項199
㍆延納の申請 納付回数	項200	㍇延納の申請 納付回数	項201	㍈延納の申請 納付回数	項202
㍉延納の申請 納付回数	項203	㍊延納の申請 納付回数	項204	㍋延納の申請 納付回数	項205
㍌延納の申請 納付回数	項206	㍍延納の申請 納付回数	項207	㍎延納の申請 納付回数	項208
㍏延納の申請 納付回数	項209	㍐延納の申請 納付回数	項210	㍑延納の申請 納付回数	項211
㍒延納の申請 納付回数	項212	㍓延納の申請 納付回数	項213	㍔延納の申請 納付回数	項214
㍕延納の申請 納付回数	項215	㍖延納の申請 納付回数	項216	㍗延納の申請 納付回数	項217
㍘延納の申請 納付回数	項218	㍙延納の申請 納付回数	項219	㍚延納の申請 納付回数	項220
㍛延納の申請 納付回数	項221	㍜延納の申請 納付回数	項222	㍝延納の申請 納付回数	項223
㍞延納の申請 納付回数	項224	㍟延納の申請 納付回数	項225	㍠延納の申請 納付回数	項226
㍡延納の申請 納付回数	項227	㍢延納の申請 納付回数	項228	㍣延納の申請 納付回数	項229
㍤延納の申請 納付回数	項230	㍥延納の申請 納付回数	項231	㍦延納の申請 納付回数	項232
㍧延納の申請 納付回数	項233	㍨延納の申請 納付回数	項234	㍩延納の申請 納付回数	項235
㍪延納の申請 納付回数	項236	㍫延納の申請 納付回数	項237	㍬延納の申請 納付回数	項238
㍭延納の申請 納付回数	項239	㍮延納の申請 納付回数	項240	㍯延納の申請 納付回数	項241
㍰延納の申請 納付回数	項242	㍱延納の申請 納付回数	項243	㍲延納の申請 納付回数	項244
㍳延納の申請 納付回数	項245	㍵延納の申請 納付回数	項246	㍶延納の申請 納付回数	項247
㍷延納の申請 納付回数	項248	㍸延納の申請 納付回数	項249	㍹延納の申請 納付回数	項250
㍺延納の申請 納付回数	項251	㍻延納の申請 納付回数	項252	㍼延納の申請 納付回数	項253
㍽延納の申請 納付回数	項254	㍿延納の申請 納付回数	項255	㏀延納の申請 納付回数	項256
㏁延納の申請 納付回数	項257	㏂延納の申請 納付回数	項258	㏃延納の申請 納付回数	項259
㏄延納の申請 納付回数	項260	㏅延納の申請 納付回数	項261	㏆延納の申請 納付回数	項262
㏇延納の申請 納付回数	項263	㏈延納の申請 納付回数	項264	㏉延納の申請 納付回数	項265
㏊延納の申請 納付回数	項266	㏋延納の申請 納付回数	項267	㏌延納の申請 納付回数	項268
㏍延納の申請 納付回数	項269	㏎延納の申請 納付回数	項270	㏏延納の申請 納付回数	項271
㏐延納の申請 納付回数	項272	㏑延納の申請 納付回数	項273	㏒延納の申請 納付回数	項274
㏓延納の申請 納付回数	項275	㏔延納の申請 納付回数	項276	㏕延納の申請 納付回数	項277
㏖延納の申請 納付回数	項278	㏗延納の申請 納付回数	項279	㏘延納の申請 納付回数	項280
㏙延納の申請 納付回数	項281	㏚延納の申請 納付回数	項282	㏛延納の申請 納付回数	項283
㏜延納の申請 納付回数	項284	㏝延納の申請 納付回数	項285	㏞延納の申請 納付回数	項286
㏟延納の申請 納付回数	項287	㏠延納の申請 納付回数	項288	㏡延納の申請 納付回数	項289
㏢延納の申請 納付回数	項290	㏣延納の申請 納付回数	項291	㏤延納の申請 納付回数	項292
㏥延納の申請 納付回数	項293	㏦延納の申請 納付回数	項294	㏧延納の申請 納付回数	項295
㏨延納の申請 納付回数	項296	㏩延納の申請 納付回数	項297	㏪延納の申請 納付回数	項298
㏫延納の申請 納付回数	項299	㏬延納の申請 納付回数	項300	㏭延納の申請 納付回数	項301
㏮延納の申請 納付回数	項302	㏯延納の申請 納付回数	項303	㏰延納の申請 納付回数	項304
㏱延納の申請 納付回数	項305	㏲延納の申請 納付回数	項306	㏳延納の申請 納付回数	項307
㏴延納の申請 納付回数	項308	㏵延納の申請 納付回数	項309	㏶延納の申請 納付回数	項310
㏷延納の申請 納付回数	項311	㏸延納の申請 納付回数	項312	㏹延納の申請 納付回数	項313
㏺延納の申請 納付回数	項314	㏻延納の申請 納付回数	項315	㏼延納の申請 納付回数	項316
㏽延納の申請 納付回数	項317	㏾延納の申請 納付回数	項318	㏿延納の申請 納付回数	項319
㐀延納の申請 納付回数	項320	㐁延納の申請 納付回数	項321	㐂延納の申請 納付回数	項322
㐃延納の申請 納付回数	項323	㐄延納の申請 納付回数	項324	㐅延納の申請 納付回数	項325
㐆延納の申請 納付回数	項326	㐇延納の申請 納付回数	項327	㐈延納の申請 納付回数	項328
㐉延納の申請 納付回数	項329	㐊延納の申請 納付回数	項330	㐋延納の申請 納付回数	項331
㐌延納の申請 納付回数	項332	㐍延納の申請 納付回数	項333	㐎延納の申請 納付回数	項334
㐏延納の申請 納付回数	項335	㐐延納の申請 納付回数	項336	㐑延納の申請 納付回数	項337
㐒延納の申請 納付回数	項338	㐓延納の申請 納付回数	項339	㐔延納の申請 納付回数	項340
㐕延納の申請 納付回数	項341	㐖延納の申請 納付回数	項342	㐗延納の申請 納付回数	項343
㐘延納の申請 納付回数	項344	㐙延納の申請 納付回数	項345	㐚延納の申請 納付回数	項346
㐛延納の申請 納付回数	項347	㐜延納の申請 納付回数	項348	㐝延納の申請 納付回数	項349
㐞延納の申請 納付回数	項350	㐟延納の申請 納付回数	項351	㐠延納の申請 納付回数	項352
㐡延納の申請 納付回数	項353	㐢延納の申請 納付回数	項354	㐣延納の申請 納付回数	項355
㐤延納の申請 納付回数	項356	㐥延納の申請 納付回数	項357	㐦延納の申請 納付回数	項358
㐧延納の申請 納付回数	項359	㐨延納の申請 納付回数	項360	㐩延納の申請 納付回数	項361
㐪延納の申請 納付回数	項362	㐫延納の申請 納付回数	項363	㐬延納の申請 納付回数	項364
㐭延納の申請 納付回数	項365	㐮延納の申請 納付回数	項366	㐯延納の申請 納付回数	項367
㐰延納の申請 納付回数	項368	㐱延納の申請 納付回数	項369	㐲延納の申請 納付回数	項370
㐳延納の申請 納付回数	項371	㐴延納の申請 納付回数	項372	㐵延納の申請 納付回数	項373
㐶延納の申請 納付回数	項374	㐷延納の申請 納付回数	項375	㐸延納の申請 納付回数	項376
㐹延納の申請 納付回数	項377	㐺延納の申請 納付回数	項378	㐻延納の申請 納付回数	項379
㐼延納の申請 納付回数	項380	㐽延納の申請 納付回数	項381	㐾延納の申請 納付回数	項382
㐿延納の申請 納付回数	項383	㑀延納の申請 納付回数	項384	㑁延納の申請 納付回数	項385
㑂延納の申請					

雇用保険適用事業所設置届の記入例

適用事業所の
諸手続

雇用保険適用事業所設置届 (必ず第2面の注意事項を読んでから記載)

※ 事業所番号

帳票種別 1. 法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)

12001 9999999999999999 飯田橋公共職業安定所長 殿

令和 7 年 4 月 5 日

2. 事業所の名称 (カタカナ)

カフシキカイシャ コヨウホケン イケフクロシテン

事業所の名称 (続き (カタカナ))

3. 事業所の名称 (漢字)

株式会社 雇用保険 池袋支店

事業所の名称 (続き (漢字))

4. 郵便番号

171-0000

5. 事業所の所在地 (漢字) ※市・区・都及び町村名

豊島区東池袋

事業所の所在地 (漢字) ※丁目・番地

〇一△一×〇

事業所の所在地 (漢字) ※ビル、マンション名等

6. 事業所の電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)

03-0000-0000-0000

市外局番 市内局番 番号

7. 設置年月日

5-070401 (3 昭和 4 平成 5 令和)

8. 労働保険番号

49100012345000

府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

※ 公共職業安定所 記載欄

9. 設置区分 (1 当然 2 任意)

10. 事業所区分 (1 個別 2 委託)

11. 産業分類

12. 台帳保存区分 (1 日雇被保険者のみの事業所 2 船舶所有者)

13. (フリガナ) トウキョウトチヨダカスミガセキ

住所 (法人のときはまた事業所の所在地)

東京都千代田区霞が関〇一△一△

(フリガナ) カブシキガイシャ コヨウホケン

名称

株式会社 雇用保険

(フリガナ) ダイヒョウトリシマリヤク コヨウ タロウ

氏名

代表取締役 雇用 太郎

14. 事業の概要

保険業

(事業の場合は連年の
経トントン数を記入すること)

15. 事業の開始年月日

令和 7 年 4 月 1 日

※事業の
16. 廃止年月日

令和 年 月 日

21. 社会保険加入状況

健康保険 厚生年金保険 労災保険

備考

※ 所 長 次 長 課 長 係 長 係 操作者

(この届出は、事業所を設置した日の翌日から起算して18日以内に提出してください。)

1 「法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)」

・法人番号 (国税庁から通知される 13 桁の番号) を記入してください。

2 「事業所の名称 (カタカナ)」

・数字は使用せず、カタカナと「一」記号のみで記入してください。

・記入欄に余裕がある場合は、読みやすいよう適宜区分して記入してください。

・個人の場合は屋号のほか事業主の氏名を記入してください。

例 テキョウ ショウテン
センイン クニヒロ

3 「事業所の名称 (漢字)」

・漢字、カタカナ、ひらがな及び英数字により明瞭に記入してください。

5 「事業所の所在地 (漢字)」 1 行目

・都道府県名は記入せず、特別区名、市名又は郡名とそれに続く町村名を左詰めで記入してください。

「事業所の所在地 (漢字)」 2 行目

・丁目及び番地のみを左詰めで記入してください。

また、所在地にビル名又はマンション名等が入る場合は 3 行目に左詰めで記入してください。

7 「設置年月日」

・雇用保険の適用事業になった年月日を記入してください。(労働保険関係成立届の⑥欄「成立年月日 (雇用)」と同じ。)

8 「労働保険番号」

・労働保険関係成立届を労働基準監督署へ提出する事業所は、事業主控に記載された労働保険番号を記入してください。

※ 裏面も忘れずに記入してください

22. 最寄りの駅又はバス停から事業所への道順

N 4

銀行

△△駅

社会保険
労務士
記載欄

所属年月日: 最寄りの駅、事業所までの氏 名 電話番号

労働保険事務組合記載欄

所在地

名称

代表者氏名

委託開始 令和 年 月 日

委託解除 令和 年 月 日

2 事業所の所在地、名称、および事業主の住所、名称、氏名、事業の種類に変更があったとき

(1) 労働保険関係

- ・ 提出書類……………**「労働保険名称、所在地等変更届」**
- ・ 提出期日……………変更のあった日の翌日から起算して 10 日以内
- ・ 提出先……………次の①または②のとおり
 - ① 一元適用事業は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
 - ② 二元適用事業は、雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワークへ、労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
- ・ 持参するもの・添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- ・ 提出書類……………**「雇用保険事業主事業所各種変更届」**
- ・ 提出期日……………変更のあった日の翌日から起算して 10 日以内
- ・ 提出先……………事業所の所在地を管轄するハローワークへ提出してください。
- ・ 持参するもの…原則、添付書類は不要ですが、内容確認のため、以下の書類の添付を求めています。

(登記事項証明書（法人事業所の場合、雇用保険事業主事業所各種変更届に法人番号が記載されている場合は省略可能）、事業許可証、他の行政機関への提出済書類（控）等、変更の事実が確認できる書類）

※ 法人の場合、**法人の代表者の変更のみの時は届出の必要はありません。**

事業所の所在地が変更となった場合は、以下にご注意ください！

① 一元適用事業

移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出した後、移転後の所在地を管轄するハローワークへ、その控を添えて「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。

② 二元適用事業

雇用保険については、移転後の所在地を管轄するハローワークへ「労働保険名称、所在地等変更届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、労災保険については、移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出してください。

適用事業所の
の諸手続

雇用保険事業主事業所各種変更届の記入例

適用事業所
の諸手続

雇用保険事業主事業所各種変更届 (必ず第2面の注意事項を讀んでから記載してください。)

※ 事業所番号

1. 変更区分

2. 変更年月日

3. 事業所番号

4. 設置年月日

●下記の5～11欄については、変更がある事項のみ記載してください。

5. 法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)

6. 変更後の事業所

・変更事項のみ記入してください。

・<カナ>には、カタカナと「-」のみを使用し、英字はカタカナに置き換えて読みやすいよう適宜区分して記入してください。

・<漢字>には漢字・ひらがな・カタカナの他、英字にて正しく記入してください。

7. 事業所の名称

8. 郵便番号

9. 事業所の所在地

10. 事業所の電話番号

11. 労働保険番号

12. 設置区分

13. 事業所区分

14. 産業区分

15. 変更後の事業所の名称

16. 変更後の事業所の所在地

17. 変更の理由

18. 事業の概要

19. 事業の開始年月日

20. 事業の終了年月日

21. 事業の休止年月日

22. 事業の再開年月日

23. 事業の休止理由

24. 社会保険加入状況

25. 雇用保険被保険者数

26. 賃金支払関係

27. 最寄りの駅又はバス停から事業所への道順

労働保険事務組合記載欄

所在地

名称

代表者氏名

委託開始

委託解除

令和 7 年 11 月 2 日

公共職業安定所長 殿

住所 三鷹市下連雀〇—△—×

事業主 名称 株式会社 雇用保険 三鷹支店

氏名 三 鷹 太 郎

社会保険
労務士
記載欄

氏 名

電話番号

2「変更年月日」3「事業所番号」4「設置年月日」
・「0」も省略せず、枠すべてに記入してください。

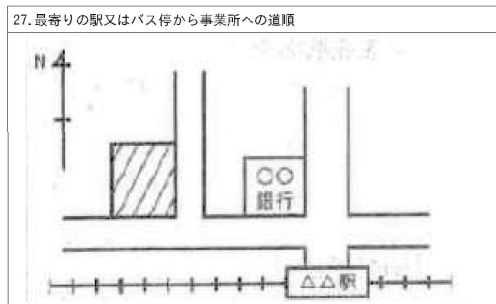
5「法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)」
・法人番号 (国税庁から通知される13桁の番号) を記入してください。

6および7「事業所の名称」、8「郵便番号」、9「事業所の所在地」、10「事業所の電話番号」
・変更事項のみを記入してください。
ただし、事業所の所在地が変更になった場合は、変更となった所在地全てを記入してください。

11「労働保険番号」
・所在地移転・事業内容の変更等により労働保険番号が変更になったとき記入してください。
ただし、他のハローワークの管内から移転した場合は、変更がなくても記入してください。

16「変更後の事業の概要」
・事業内容が変更になった場合は、変更後の事業内容を具体的に記入してください。

※ 裏面も忘れずに記入してください



上記のとおり届出事項に変更があったので届けます。

令和 7 年 11 月 2 日

公共職業安定所長 殿

住所 三鷹市下連雀〇—△—×

事業主 名称 株式会社 雇用保険 三鷹支店

氏名 三 鷹 太 郎

社会保険 労務士 記載欄	氏 名	電話番号

3 事業を廃止・休止したとき、または雇用する労働者がいなくなったとき

(1) 労働保険関係

- 提出書類………「**労働保険確定保険料申告書（納付書）**」
- 提出期日………事業を廃止した日の翌日から起算して 50 日以内
- 提出先………次の①または②のとおり
 - ① 一元適用事業は、黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を、労働局、労働基準監督署又は金融機関へ申告、納付してください。
 - ② 二元適用事業は、雇用保険はふじ色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局又は金融機関へ、労災保険は黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局、労働基準監督署又は金融機関へ、それぞれ申告、納付してください。
- 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- 提出書類………「**雇用保険適用事業所廃止届**」
- 提出期日………廃止した日の翌日から起算して 10 日以内
- 提出先………事業所の所在地を管轄するハローワークへ提出してください。
- 持参するもの………登記事項証明書（法人事業所の場合、雇用保険適用事業所廃止届に法人番号が記載されている場合は省略可能）、閉鎖謄本、労働者名簿、出勤簿など廃止の事実が確認できる書類
- その他の手続き…雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職証明書を同時に作成し、提出してください。

以下のいずれかに該当する場合も、事業所廃止届をご提出ください！

- ① 事業は継続しているが、雇用する被保険者が「0人」になり、被保険者になる労働者を雇用する見込みがないとき。
- ② 事業を休止し、再開する見込みがないとき。

適用事業所の
の諸手続

令和7年6月13日

あて先 〒

種別		※修正項目番号		※入力確定コード	
3	2700				項1

①労働保険番号	都道府県所管管轄	基礎番号	枝番号
X X 1 0 1 0 1 2 5 6 7 - 8 9 1	項2		

※各種区分		
管轄(2)	保険関係等業種	産業分類

②増加年月日(元号:令和は9)
元— —万— —日
項3

③事業中止等年月日(元号:令和は9)
9-07-06-01
項4 項5

※事業中止等理由

④常時使用労働者数
⑤雇用保険被保険者数
⑥保険関係 ※片保険理由コード

15 13
項6 項7

項8 項9 項10

労働保険特別会計繰入権官版

- ・年度当初（４月１日）から廃止等年月日までの期間に使用した労働者にかかる賃金総額（1,000円未満切り捨て）について記入してください。

⑦ 区分		算定期間 令和7 年 4 月 1 日 から 令和7 年 6 月 1 日 まで	
⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額		⑨ 保険料・一般拠出率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	(イ) 項 11 千円 17.50	(イ) 1000分の	(イ) 項 12 千円 955484
労災保険分	(ロ) 項 13 千円 56765	(ロ) 1000分の	(ロ) 項 14 千円 170295
雇用保険分	(ハ) 項 18 千円 54151	(ハ) 1000分の	(ハ) 項 19 千円 785189
拠 出 金 (注1)	(ヘ) 項 35 千円 56765	(ヘ) 1000分の	(ヘ) 項 36 千円 0.02
⑪ 算定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで			
区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料	(イ) 項 20 千円	(イ) 1000分の	(イ) 項 21 千円
労災保険分	(ロ)	(ロ)	(ロ) 項 23 千円
雇用保険分	(ホ)	(ホ)	(ホ) 項 27 千円
⑮ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入)		⑯ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)	
項 28		項 29	
※横書き有無区分	※算定対象区分	⑰ 延納の申請 納付回数 項 30	
区 31	区 32	区 33	区 34

- 既に提出済の概算保険料申告書事業主控の⑭欄(ホ)を転記してください。

[illegible]

- ・法人番号（国税庁から通知される13桁の番号）を記入してください。
- ・個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。

⑤ 加入している 労働保険	② 労災保険 ③ 雇用保険	④ 特掲事業	① 該当す ② 該当し	・法人番号（国税庁から通知される１３桁の番号）を記入してください。 ・個人事業主の場合は、１３桁すべてに「０」を記入してください。
⑤ 事業 主	(イ) 所在地	東京都千代田区霞が関 1-X-X 株式会社雇用 代表取締役 雇用太郎		
	(ロ) 名 称			
社会保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電話番号	

雇用保険適用事業所廃止届の記入例

の適用事業所
諸手続

雇用保険適用事業所廃止届

標準
字体

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

帳票種別

14002

1. 法人番号（個人事業の場合は記入不要です。）

9999999999999999

※2. 本日の資格

00

1「法人番号（個人事業の場合は記入不要です。）」
・法人番号（国税庁から通知される13桁の番号）を記入してください。

3. 事業所番号

4900-345678-9

4. 設置年月日

4-251001 (3 昭和 4 平成)

5. 廃止年月日

5-070331 (4 平成 5 令和)

6. 廃止区分

1

7. 統合先事業所の事業所番号

0000000000000000

8. 統合先事業所の設置年月日

0-000000 (3 昭和 4 平成 5 令和)

9. 事業所	(フリガナ)	トウキョウトハチオウジシコヤスマチ									
	所在地	東京都八王子市子安町〇ー△ー〇									
	(フリガナ)	ハブシキガイシャ コヨウホケン ハチオウジシテン									
名称		株式会社 雇用保険 八王子支店									
10. 労働保険番号	府 県	所 掌 管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号		11. 廃止理由	事業所の廃止	
	4 9 1	0 0	3 4 5 6 7 8				0 0				

上記のとおり届けます。

令和 7 年 4 月 4 日

住 所 東京都千代田区霞が関〇ー△ー△

名 称 株式会社 雇用保険

氏 名 代表取締役 雇用 太郎

電話 番号 03 -0000 -0000

※ 公共職業安定所記載欄	届書提出後、事業主が住所を変更する場合又は事業主に承継者等のある場合は、その者の住所・氏名	(フリガナ)										
		名 称										
		(フリガナ)										
		住 所										
		(フリガナ)										
		代表者氏名										
		電 話 番 号					郵便番号					
備 考		※	所 長	次 長	課 長	係 長	係	操 作者				

労働保険事務組合記載欄

所在地

社会保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・提出代行番・事務代理番の表示	氏 名	電 話 番 号

名 称

代表者氏名

(この届出は、事業所を廃止した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。)

2021. 9

4 労働保険料の申告・納付に関係する事務をまとめて処理したいとき

労働保険では、1つの会社でも支店や営業所など個々に申告・納付を行っているところがありますが、一定の要件を満たす継続事業の場合には、これら個々の労働保険料の申告納付事務を指定した1つの事業所（指定事業）にまとめて処理することができます。

- ・ 提出書類……………「**労働保険継続事業一括申請書**」（3枚1組）
- ・ 提出期日……………申請をしようとする都度すみやかに
- ・ 提出先……………指定を受けることを希望する事業所（本店等）の所在地を管轄する労働基準監督署（一元適用事業）またはハローワーク（二元適用事業）
- ・ 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。

※ 注意 継続事業の一括の取扱いが認められた場合でも、雇用保険の被保険者等の届出手続をする事業所の単位は変更されません。

継続事業の一括認可基準

- ① 指定を受けることを希望する事業（指定事業）と指定事業に一括される事業（被一括事業）との事業主が同一であること。
- ② それぞれの事業が継続事業であること。
- ③ それぞれの事業が下記のいずれか1つのみに該当すること。
 - イ 二元適用事業であって、労災保険に係る保険関係が成立している事業
 - ロ 二元適用事業であって、雇用保険に係る保険関係が成立している事業
 - ハ 一元適用事業であって、労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立している事業
- ④ それぞれの事業が「労災保険率表」による「事業の種類」が同じであること。なお、上記③ロについても、「事業の種類」が同じであること。

労働保険継続事業一括申請書の記入例

様式第5号(第10条関係)

労働保険

継続事業一括認可・追加・取消申請書

提出用

適用事業所の
諸手続

種別 31640 修正項目番号

① 下記のとおり継続事業の一括に係る ☒ 新規・認可の取消 ☐ 認可の追加 ☐ の申請をします。

指定を受けることを希望する事業又は既に指定を受けている事業

③ 労働保険番号	府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号	⑤ 申請年月日(元号:令和は9)
401010100000-000		9-07-04-25
④ 所在地	福岡市中央区大名×-×-××	郵便番号 ×××-×××× ⑥ 保険関係成立区分 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用 ⑦ 事業の種類 (労災保険率表による) その他の各種事業
⑤ 名称	株式会社安定所	電話番号 ×××-××××-××××

申請書の指定事業に一括され又は一括を取消される事業

③ 労働保険番号	府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号	⑤ 認可コード	⑥ 管轄(2)	⑦ 整理番号
401099999999-999				
④ 所在地	田川市弓削田××-×	郵便番号 ×××-××××	⑥ 保険関係成立区分 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用	⑦ 事業の種類 (労災保険率表による) その他の各種事業
⑤ 名称	株式会社安定所 田川支店	電話番号 ×××-××××-××××		

③ 労働保険番号	府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号	⑤ 認可コード	⑥ 管轄(2)	⑦ 整理番号
④ 所在地		郵便番号	⑥ 保険関係成立区分 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用	⑦ 事業の種類 (労災保険率表による)
⑤ 名称		電話番号		

③ 労働保険番号	府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号	⑤ 認可コード	⑥ 管轄(2)	⑦ 整理番号
④ 所在地		郵便番号	⑥ 保険関係成立区分 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用	⑦ 事業の種類 (労災保険率表による)
⑤ 名称		電話番号		

③ 労働保険番号	府県 所管 管轄(1) 基幹番号 枝番号	⑤ 認可コード	⑥ 管轄(2)	⑦ 整理番号
④ 所在地		郵便番号	⑥ 保険関係成立区分 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用	⑦ 事業の種類 (労災保険率表による)
⑤ 名称		電話番号		

⑧ 認可・取消年月日(元号:令和は9) 元号 - 年 - 月 - 日 (項24)

⑧ 修正項目

⑧ データ指示コード 1. 新規申請 3. 追加の申請 4. 認可の取消し

福岡 労働局長 殿

事業主

住所 福岡市中央区大名×-×-××

株式会社安定所

氏名 代表取締役 雇用太郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(7.3)

5 事業主が行うべき事務を工場長、支店長等に代理させるとき、またはその代理人を解任したとき

- 提出書類………「雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届」
 - ① 一元適用事業は緑色で印刷された書類を使用します。
 - ② 二元適用事業は茶色で印刷された書類を使用します。
 - ③ 届出書類は5枚1組です。
 - ④ この様式は、労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届、労働者災害補償保険代理人選任・解任届と一括して記載できるようになっているので、届出書類を作成する必要のない届名は、横線を引き抹消してください。
- 提出期日………代理人の選任又は解任のあった都度速やかに
- 提出先………雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届は、事業所の所在地を管轄するハローワーク

労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届は、一元適用事業または二元適用事業の労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署、二元適用事業の雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワーク

労働者災害補償保険代理人選任・解任届は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署

の適用事業所の
諸手続

雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届の記入例

雇用保険被保険者関係届出事務等 代 理 人 選 任 ・ 解 任 届			
① 労働保険 区分 番号	501	② 雇用保険 事業所番号	4900-123456-7
③ 職 名	支店長	④ 氏 名	適用 優子
⑤ 生年月日	昭和58年 6月 20日	⑥ 代理事項	雇用保険被保険者関係に関する 事務一切
⑦ 選任又は解 任の年月日	令和7年 10月 21日	⑧ 選任又は解 任に係る事業場	令和7年 10月 20日
雇用保険法施行規則第145条の規定により上記のとおり届けます。 令和7年 10月 21日 立川 公共職業安定所長 殿 住 所 東京都千代田区麹町一丁目一丁目 事業主 株式会社 雇用保険 代表取締役 氏 名 雇用太郎 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)			
労働保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届 氏 名 電話番号			

〔注 意〕

- 1 記載すべき事項のない欄には斜線を引き、事項を選任する場合には該当事項を○で囲むこと。
- 2 ①欄には、事業主が行うべき労働保険に関する事務の全部について処理される場合には、その旨を、事業主が行うべき事務の一部について処理される場合には、その範囲を具体的に記載すること。
- 3 選任代理人の職名、氏名、代理事項に変更があったときは、その旨を届け出る。
- 4 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。
- 5 この様式は、労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届、労働者災害補償保険代理人選任・解任届及び雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届を一括して記載できるようになっているので、届書を作成する必要のない届名は、横線を引き抹消すること。

6 施設が適用事業所にあたらないとき

雇用保険に関する事務処理は、原則は事業所ごとに行うこととなっていますが、労働者が役務を提供する場所又は施設（支店、営業所、出張所等）が、次の要件にすべて該当し、独立した事業所と認められないときは、下記の書類を提出して承認を受ければ、直近上位の主たる事業所（本社、支社等）で、一括して雇用保険関係被保険者に関する一切の手続を行うことができます。

- 提出書類……「雇用保険事業所非該当承認申請書」（4枚1組）
「事業所非該当承認申請調査書」
- 提出期日……申請しようとする都度速やかに
- 提出先……非該当承認対象施設の所在地を管轄するハローワーク

※ 原則として、継続事業の一括の認可を受けている事業所については、事業所非該当の対象にはなりません。

事業所非該当承認基準

- 人事、経理、経営（又は業務）上の指揮監督、賃金の計算、支払等に独立性がないこと。
- 健康保険、労災保険等他の社会保険についても主たる事業所で一括処理されていること。
- 労働者名簿、賃金台帳等が主たる事業所に備え付けられていること。

雇用保険事業所非該当承認申請書の記入例

雇用保険 事業所非該当承認申請書（安定所用）

1. 事業所非該当承認対象施設

①名称	株式会社 雇用 土浦支店	⑦労働保険料の徴収の取扱い	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則上の事業場とされているか いる ☒ いらない ☐
②所在地	〒000-0000 土浦市六塚一〇〇△ 電話（0000）00-0000	⑧労働保険番号	府県 所轄 官轄 基幹番号 枝番号 - - - - -
③施設の設置年月日	令和〇年 4月 1日	⑨社会保険の取扱い	健康保険法及び厚生年金保険の事業所とされているか いる ☒ いらない ☐
④事業の種類	保険業	⑩各種帳簿の備付状況	労働者名簿 ・ 賃金台帳 ・ 出勤簿
⑤従業員数	3 (うち被保険者数 3)	⑪管轄公共職業安定所	土浦 公共職業安定所
⑥事業所番号	- - - - -	⑫雇用保険事務処理能力の有無	有 ・ 無 ☒
⑬申請理由	当該施設は、営業社員のみであり、人事及び経理上の独立性がないため		

2. 事業所

⑬事業所番号	5 0 0 0 - 1 2 3 4 5 6 - 7	⑬従業員数	30 (うち被保険者数 30)
⑮名称	株式会社 雇用 水戸支店	⑮適用年月日	平成〇年 4月 1日
⑯所在地	〒000-0000 水戸市水府町〇△□×-〇 電話（0000）00-0000	⑯管轄公共職業安定所	水戸 公共職業安定所
⑰事業の種類	保険業	⑰備考	

上記1の施設は、一の事業所として認められませんので承認されたく申請します。

令和〇年 4月 6日

公共職業安定所長殿

事業主（又は代理人）

住所 東京都千代田区霞が関1-2-2

氏名 株式会社 雇用 代表取締役 雇用 太郎

(注) 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記入する。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・届出代行者の表示	氏名	電話番号

※公共職業安定所記載欄

上記申請について協議してよろしいか。		所長	次長	課長	係長	係
調査結果	・場所的な独立性 有・無 ・経営上の独立性 有・無 ・施設としての持続性 有・無					
協議先	主管課	安定所	協議年月日	年	月	日
下記のとおり決定してよろしいか。		所長	次長	課長	係長	係
協議結果	適 否					
承認 不承認						
備考	決定年月日	年	月	日		
	事業主通知年月日	年	月	日		
	主管課報告年月日	年	月	日		
	関係公共職業安定所連絡年月日	年	月	日		

「2. 事業所」

- 上記1の施設に係る事務を行う事業所について記入してください。

⑦⑨⑩⑫欄

- 該当するものを○で囲ってください。

⑮「従業員数」

- ⑤欄の人数は含めないでください。

⑰「適用年月日」

- 雇用保険の適用事業となった年月日を記入してください。

7 事業所関係の届出をしたときにお渡しするもの

(1) 事業所設置届又は各種変更届を提出したとき

ハローワークから、以下の様式（A4版）に印字したものをお渡ししますので、大切に保管しておいてください。

なお、お渡しする書類に記載されている「労働保険番号」、「雇用保険適用事業所番号」とは以下のとおりです。

① 労働保険番号（14桁）

労働保険番号は、適用事業ごとに定められる番号で、保険料の申告・納付など労働保険関係の届出書類の提出時に使用する14桁の番号です。

×× × ×× ×××××× ×××

（府県）（所掌）（管轄）（基幹番号）（枝番号）

② 雇用保険適用事業所番号

雇用保険適用事業所番号は、雇用保険の適用事業所ごとに定める番号で、雇用保険適用事業所設置届を提出したときに付与されます。この番号は、以後事業主が行う雇用保険関係の届出書類の提出時に使用する11桁の番号です。

××××× - ××××××× - ×

（安定所番号）（安定所ごと一連番号）（チェックディジット）

雇用保険 適用事業所設置届 事業主控		
事業主事業所各種変更届		
1. 法人番号	2. 事業所番号	3. 管轄区分
999999999999	4900-123456-7	1
4. 変更年月日		
5. 事業所の名称		
株式会社 雇用保険 池袋支店		
6. 郵便番号		
170-8409		
7. 事業所の所在地		
豊島区東池袋3-5-13		
8. 事業所の電話番号		
0339878609		
9. 設置年月日	10. 設置区分	
R073606	1 (1: 新規)	
11. 事業所区分	12. 産業分類	
1 (1: 個人)	67	
13. 労働保険番号		
50112345678000		
14. 備考		

(2) 事業所廃止届を提出したとき

ハローワークから、以下の様式（A 4 版）に印字したものをお渡ししますので、大切に保管しておいてください。

雇用保険適用事業所廃止届事業主控

1. 法人番号

999999999999

2. 事業所番号

XXXX-XXXXXX-X

3. 管轄区分

1

4. 事業所の名称

カブシキガイシャ コウケン ハチワシデン

株式会社 雇用保険 八王子支店

5. 事業所の所在地

八王子市子安町〇-△-〇

6. 事業所の電話番号

00-0000-0000

7. 廃止年月日

R070731

8. 廃止区分

1

9. 統合先事業所の事業所番号

10. 統合先管轄区分

11. 備 考	
---------------	--

○ 適用事業所についての諸手続に関するQ & A

Q 事業を開始した時の手続は？

このたび、従業員1名を雇って食品を製造する会社を設立することになりましたので、新規加入の手続を教えてください。

A 労働者を1人でも雇えば、労働保険（雇用保険＋労災保険）が適用されますが、貴社の場合は一元適用事業に該当するため、はじめに、事業開始の日の翌日から起算して10日以内に「労働保険関係成立届」を、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に提出します。

上記の手続を行っていただいた後、受理印の押された労働保険関係成立届事業主控及び確認書類等を添えて、「雇用保険適用事業所設置届」と「雇用保険被保険者資格取得届」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出することとなります。

また、労働保険料の申告・納付も別途必要となりますのでご注意ください。

（「労働保険関係成立届」の手続を行った後、または同時に手続を行います。）

Q 事業所の名称・所在地を変更した時の手続は？

このたび、当社では社名を変更し、同時に住所も同じ県内の〇〇市から△△市へ移転することになりましたので、変更の手続を教えてください。

A 社名（事業所名）や事業所の所在地を変更したときは、変更のあった日の翌日から起算して10日以内に、「労働保険名称、所在地等変更届」を事業所の所在地を管轄する労働基準監督署又はハローワークに、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出します（労働保険事務組合に手続を委託されている場合には、まず労働保険事務組合にご連絡ください）。

具体的には、

○ 一元適用事業の場合……

はじめに移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ確認書類等を添えて「労働保険名称、所在地等変更届」を提出します。その後、移転後の所在地を管轄するハローワークへ確認書類等を添えて「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。

○ 二元適用事業の場合……

雇用保険については、移転後の所在地を管轄するハローワークへ「労働保険名称、所在地等変更届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、労災保険については、移転後の住所地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出してください。

詳細については19ページをご参照ください。

Q 事業所の設置（廃止）日を誤って届け出た場合は？

先日提出した書類のうち、事業所の設置日を間違えて届け出てしまいました。この場合の変更手続は可能なのでしょうか。

A 可能です。訂正の方法については、手続を行ったハローワークへご相談ください。